

甲南大学 総合研究所所報

甲南大学総合研究所 神戸市東灘区岡本8-9-1 電話(078)431-4341

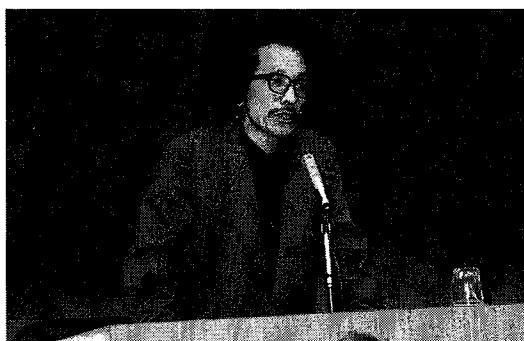
第16回公開講演会

「ロシアの改革と日露関係」

講師 東京大学社会科学研究所教授 和田春樹

当総合研究所は、東京大学教授の和田春樹氏をお招きし、1992年11月11日（水）午後3時から本学10号館1階の1012教室において恒例の秋期公開講演会を開催いたしました。和田春樹氏はソ連・現代ロシア史の研究者で、現代朝鮮史・社会主義の歴史にも造詣が深く、学会だけでなくこのような講演をも含めて幅広く活躍されておられます。著作も多く、代表作に『私の見たペレストロイカ』（岩波書店）、『北方領土問題を考える』（岩波書店）、『開国——日露国境交渉』（NHKブックス）、『マルクス・エンゲルスと革命ロシア』（勁草書房）、『農民革命の世界——エセーニンとマフノ』（東京大学出版会）、『北の友へ南の友へ——朝鮮半島の現状と日本人の課題』（御茶の水書房）、『歴史としての社会主義』（岩波新書）などがあります。

今回の講演は、エリツィン・ロシア大統領の訪日が中止となった1992年の時点で1792年に始まる過去200年の日露関係史を振り返り、その中に両国の懸案である北方領土問題を位置づけたものです。この問題の込み入った歴史を具体的に分かりやすく解きほぐした論旨もさることながら、この難問解決をめざす氏の真摯な姿勢と提言には聴衆一同深い感銘を受けました。以下はその講演の趣旨を要約したものです。



講演要旨

【一】日露関係史の概略

日露の交渉史は、1792年10月20日にラクスマンがエカチェリーナ号で北海道の根室に入港した時に始まる。彼の目的は、大黒屋光太夫ら3名の日本人漂流民を送り届けるとともに、日本との間に通商関係を開くことであった。そしてそれからちょうど200年たった今、ロシア史上はじめて民主的に選ばれた

大統領エリツィンの訪日が中止となり、日露関係は残念な状態にたちいたっている。この200年の間日露間には、むろんいろいろなことがあったが、後に述べる北方領土問題との関係で見ると、次の三つが時代を画する大きな出来ごとであった。まず最初の出来ごとは1855年の日露通商条約で、この条約によって択捉島とウルップ島の間に日露の国境が画定され、北方四島が日本の領土となった。次の出来ごとは1904年の日露戦争で、日本はこの戦争に勝利し、南サハリンを領土として獲得した。だがこの戦争を契機に、それまで概して平穏であった両国の関係は険悪となり、以後40年におよぶ帝国主義の時代が続いた。第三の出来ごとは第二次大戦末期の1945年におこった日ソ間の戦争で、この戦争によってソ連は南サハリンを奪還しただけでなく、全千島列島さらには歯舞・色丹島までも占領してこれらをすべて自国の領土とした。戦争に敗れた日本は、1951年に連合国とサンフランシスコ講和条約を締結したが、ソ

連は調印を拒否し、その後日ソ・日露の間には平和条約はなく、領土問題も未解決のまま今に残っている。

[二] ロシアの改革

ゴルバチョフ登場以後のロシアで起こっていることは、1917年の十月革命によって生まれた社会主义体制からの根本的離脱ということである。だがかつてのソ連の体制は、社会主义体制という言葉で十分に捉えられるものではなく、より正確には国家社会主义体制というべきものであった。それは国家の力が非常に強く、国家があらゆるもののが主体で、それが社会主义の理念をもって社会主义を実現させていく体制といってよい。

そもそも社会主义とは西欧近代の市民社会から生まれたユートピアの実現をめざす思想で、その後西欧資本主義の発展に随伴して成長をとげた。そして20世紀にいたり第一次大戦下のロシアにおいて国家社会主义という形ではじめて現実のものとなった。わたしは第一次世界大戦から第二次世界大戦をへて先頃の東西冷戦の終焉にいたるまでを世界戦争の時代とおさえているが、ロシア革命から生まれた国家社会主义はまさにこの世界戦争の時代の産物であった。世界戦争の黙示録的な悲劇は、人々の間に戦争を憎み別の社会体制を求める強い気運を引き起こすいっぽう、その総力戦という性格は、兵士だけでなく銃後の国民全員が乏しいものを分かち合い勝利のために献身するという平等者の体制を生み出した。それは19世紀の社会主义者が夢見た平等者の共同体のように見えたわけで、それを社会主义の基礎として改革を進めたのがレーニンであった。だが、ソ連国家の半分は共産党であったから、戦時下にあって共産党が国民を一方的に引っ張って社会主义を実現することになった。そういう意味で国家社会主义は世界戦争の時代の産物だったのである。

この極度に中央集権的な体制の下で行われたソ連の計画経済は、一応の機能を果して冷戦を開いた。そのシステムは、ジェット機・宇宙ロケット・核兵器・原子力潜水艦などを造るいっぽう、国民には最低限の生活を保証し、学問・文化の発展も保証するという体制を作り上げた。だがこのシステムは1970年代にいたり、西側世界に広がったコンピューター革命と呼ばれる経営合理化の変革に乗り遅れて行き詰まってしまう。共産党書記長のゴルバチョフは、この隘路を開拓するためにペレストロイカを始めた。つまり全権を持っている共産党書記長が上から

号令をかけてこれまでの社会を変えようとしたのである。彼は後に共産党の力が弱まるとソ連大統領となり、さらに改革を進めようとした。

ではなぜ共産党は弱まってしまったのか。ゴルバチョフのペレストロイカには二つの課題があった。その第一は世界との関係を変えて世界戦争の時代を終わらせること、そしてそのために、周辺の世界を敵視するのではなくそれを人類全体の課題を解決するためのパートナーと見なす「新思考外交」の考えに立つことであり、第二はソ連国内においてグラスノスチ、すなわち言論の自由を実現することであった。そしてこの二つの課題が実行に移されると民主主義が広まり共産党は見る見る危機に陥ってしまった。それまで柔順だったソ連邦内の諸民族が自己主張を始め、各共和国が主権を要求するようになってソ連邦にも危機が訪れた。これはゴルバチョフの予想外のことであったが、彼の始めたことの必然的な帰結であった。そしてそのことのゆえに彼を倒そうとするクーデターが起り、そのクーデタを切り返した革命によって共産党もソ連邦も1991年末になくなってしまった。

共産党もソ連邦もなくなってしまうと計画経済も地域的な分業も行えなくなり、経済生活の危機がもたらされた。こうして新しい市場経済への模索と民族共生への苦悩に満ちた努力が今も続けられている。

ロシア・ソ連通の専門家の中には、ソ連共産党がなくなりゴルバチョフが退陣した段階でペレストロイカは終わった、共産党の枠内でソ連の社会を変えるとしたゴルバチョフの試みは失敗したのであり旧ソ連はこれからも混乱していくと見る人もいるが、わたしはそうは思わない。わたしの考えでは、およそ改革にはコスト（犠牲）がつきものなので、現在の経済的疲弊と民族対立はそのやむを得ないコストなのである。ロシア革命の時も第二次大戦の時も、事態は同様であった。

日本も戦後の改革で大変なコストを支払った。だが日本の戦後と今のロシアの状況との間には対照的な相違がある。日本はポツダム宣言を受諾して降伏したわけだが、その国体を保持することを唯一の条件とした。つまり日本の場合は国土は占領され軍隊は解体されたが、國体すなわち天皇制は残り、その下で戦後の再建を成し遂げた。では今のロシア人はどうかというと、彼らは社会主义体制の崩壊で資本主義経済にたいし大きな敗北感を抱いているが、

彼らの場合には軍隊は残ったが国体すなわち共産党はなくなってしまった。このような状況で敗北感に満たされた人々が何に頼るかというと、それは今や自己主張を始めたナショナリズムなのである。そして軍隊が残りナショナリズムが興隆するとなれば、彼らはどうしても領土、すなわち自らの国土を保全したいという強い欲求に捉われざるをえない。日本が北方領土の返還交渉を行っているのは、こういうロシア人なのである。

[三] 北方領土問題

ゴルバチョフ登場以前のソ連の北方領土問題にたいする態度は、ソ連側には領土問題は存在しないという硬い姿勢であった。1956年の日ソ共同宣言においてフルシチョフは、日本との平和条約の締結を前提に歯舞・色丹二島の返還を約束したが、5年後にそれを無効とし、領土問題は解決済みという態度に固まってしまった。だが新思考外交に立つゴルバチョフは、ロシアの側にも領土問題が存在することを認め、ペレストロイカとともに領土問題の交渉は新しい段階を迎えた。

だがペレストロイカが進展したためにマイナスの効果も生まれてきた。第一に中央の指導者の権力がそれだけ弱体化したこと、かつてはフルシチョフの一聲で決まったことが今では下からの意見、とくに現地の島民の意見を聞かなければ解決できなくなった。第二はソ連全体に民族独立の気運が高まったこと。北方領土の返還は連邦内諸民族の独立運動を助長する可能性を生み出した。第三は先にも述べたように、ソ連国民がナショナリズムに頼って領土保全の強い欲求をもつようになったことである。こういったことのためゴルバチョフは、領土問題については実際にははなはだ無力で、1991年4月に来日したときにも、1956年の日ソ共同宣言を尊重することさえ約束できなかった。

ゴルバチョフに代わってより急進的なエリツィンが登場したとき、日本側からすれば事態は大きく好転したように見えた。軍縮をはじめ重要な外交案件はほとんどゴルバチョフの新思考外交が解決への軌道に乗せており、後には対日関係の正常化が大きな懸案として残されていた。エリツィンは「法と正義による外交」を唱えてこの問題の解決に積極的な姿勢を示した。日本の宮沢・渡辺両大臣も意欲的に交渉に臨んだ。だが交渉はかみ合わず、最後は周知のように、エリツィンの訪日中止というはなはだ不本意な結果に終わった。

こうなった原因は日本側とロシア側の双方にあった。まず日本側としては、その交渉のやり方がまづかった。日本側は政経不可分の原則を掲げ、ロシアの経済的窮状を念頭に置きつつロシア側の領土問題での譲歩を本格的な経済援助の前提とした。また日本は北方領土問題をサミットの席に持ちだし、それまで乗り気でなかった独仏の支持を取り付け、ロシアに圧力をかけた。だが独仏両国が日本の立場を支持したのは、西欧諸国だけでは担いきれない対露經濟援助に経済大国日本が本格的に参入することを期待したからであって、必ずしも日本に好意を示したわけではなかった。また日本は北方領土問題の真実を広くロシア人に知らせることを目的として、5月に渡辺外相をロシアに赴かせた。だがこの時外相が持参した見事な宣伝用のパンフレットは、日本が行ったかつての侵略戦争にはまったく触れず、真実を伝えると称して結局は日本の領土返還要求の正当性のみを説明する形となり、ロシア側に高圧的という印象を与えてしまった。

いっぽうロシアではエリツィンの立場がしだいに苦しいものとなってきていた。インフレの昂進と生産の停滞で経済状況が好転せず、それを背景に保守派の巻き返しが激烈となった。彼らは、たとえばサハリン州知事ピョードロフの言動に見られたように、国民のナショナリズムに訴え、北方領土の返還に反対した。そればかりでなく、それまでエリツィンを支えてきた民主派も内部から分裂し始め、ルツコイ副大統領を中心とする市民連合の中間派が生まれ、エリツィンが進めてきた改革路線の変更を主張するようになった。また今も重要な存在である軍部は保守ないし中間派の立場にあり、参謀本部はほとんど実現性のないエリツィンの五段階返還方式を支持し、海軍軍令部は領土の返還そのものに反対した。こうした状況の中でエリツィンの訪日はついに中止の止むなきにいたった。

つぎに視角を変え、北方領土問題の本質について考えてみたい。この問題の核心は第二次大戦後ソ連が北方四島を占領したことにあるという見方があるが、そう簡単なものではない。戦後ソ連が併合したのは南サハリン、千島列島、それに歯舞・色丹の二島であるが、これらのうち択捉・国後の二島が問題になってきたのは、この島々と深いかかわりの中で生きてきた北海道在住の旧島民の人たちが歯舞・色丹とともにこの二島の返還を要求して請願運動を始めたときからであった。ソ連がこの二島を併合した

根拠は、いうまでもなく米英がソ連にクリル諸島の領有を約束したヤルタ協定（1945年）の文面にあるわけだが、旧島民たちは、択捉・国後は南千島に属しているがクリル諸島には属さない、だからこの二島は日本領だという主張を展開した。だが当時の外務省の公式見解はクリル諸島を千島列島全体と見なしており、それゆえに彼らの請願は認められなかつた。

つづいてサンフランシスコ講和条約で日本はクリル諸島の放棄を認めたが、そのとき吉田首相は歯舞・色丹は北海道の一部なので放棄はしないと明言した。だがこのとき吉田首相は択捉・国後の放棄は当然のことと考えており、また当時は沖縄の米国からの返還が彼の最優先課題であったから、今は日米間の太いパイプを維持するためにソ連との講和条約は結ぶべきではない、だから歯舞・色丹問題も見送るべきだと考えていた。だがこの方針は吉田さんに代って鳩山さんが登場すると大きく変わった。彼は歯舞・色丹の返還要求を手掛かりに日ソ平和条約の締結をめざして交渉を開始し、フルシチョフも親密な日米関係に楔を打ち込むことを意図してこの二島の返還に同意する意向を示した。だが当時の日米関係の絆は、吉田さん以下の保守本流と外務省、また米国にとどても不可侵ともいいくべき絶大なものであったから、その動搖をおそれた時の自由党は新たに歯舞・色丹に択捉・国後を加えた四島返還を党の

方針と定め、鳩山首相もこれを認めてこの要求がソ連側に提示された。こうして最初旧島民の請願として提起された四島返還は、ここにいたって自由党的議をへてはじめて国論となつた。だがそれは日米関係を強化し日ソ関係を閉ざすための外交的方便としてそうなつたのであって、だからこの四島返還の主張は、まさに世界戦争の時代の産物なのである。ソ連側がこの要求を呑むはずもなく、かくしてこのときの日ソ交渉は日ソ共同宣言をもって終わり、平和条約の締結にはいたらなかつた。

だがペレストロイカをへて今では世界戦争の時代は終わり、世界の情勢は大きく変わつた。それゆえこの新しい情勢にあわせて北方領土問題も、今一度改めて考え直さなければならない時に來ているといえる。その際1956年の日ソ共同宣言が出発点にならねばならないのはいうまでもない。日本側としては今後は政經不可分の看板は下ろし、必要な対露經濟援助はこの問題と切り離して与えるようにすべきであろう。ロシア側はこの問題を国際司法裁判所に持ち出したいと考えているようだが、四島返還の主張に自信のない日本はこれには消極的である。わたしは歯舞・色丹は返してもらい択捉・国後はロシア領とし、この四島を非軍事化して共同開発し、両国民が自由に行き来できるようにしてはどうかと考えているのだが、いかがなものであろうか。

（文責：総合研究所所長 村岡健次）

平成4年度研究活動中間報告

「日本の経済と企業文化」（研究No36）

大津 真 作

われわれの研究会は、現代日本における経済と文化とのかかわりあいについて共同研究を深めている。昨年の6月には、企業経営と企业文化の展開をヴィヴィッドな現場体験者からお教えいただこうということで、『実践経営学』（P H P）という著作もある本学理事長小川守正氏を迎えて、有意義な勉強会を催した。今後も、企業経験者からの発言に学びながらさらに研究をすすめる予定である。

さて、日本経済は深刻な不況に突入しつつある。80年代にさんざもてはやされた日本型経営の神通力も、広い意味での資本主義循環構造の法則にはいっさい通じないように見える。すでに企業では、希望退職を募る動きばかりか、バイオニアやコダックな

どでは指名解雇という企業生き残りの最終手段に訴える動きさえでている。今日、企業では、沖電気のように、再就職のためのプロジェクト・チームの存在が普遍的となっている。

これは日本型経営の特色のひとつと言われ、レギュラシオン理論の論客も暗黙の前提としている「終身雇用制」の実質的な崩壊である。

しかし、もうひとつの特色である「会社本位主義」は、ますます冷厳に貫徹しつつある。これに、従来から言われてきた日本型企業社会の文化的貧困さが付け加わって、「個人は死んでも会社は永遠である」という図式が威力を發揮している。

いまでは「歴史」と化してしまった日本型経営論における文化と経済のからみあいをさらに深く研究することが要請されている。そこから日本の企業文

化の心的侧面が明らかになるのではなかろうか。

杉 村 芳 美

このパートでは、現代日本の企业文化について労働生活(労働形態・労働意識)の側面から考察を行っている。

従来の長期雇用(終身雇用)を軸とする労務管理(日本の雇用慣行)はいわゆる「会社主義」のかたちをとる日本の経営の前提をなすものであり、日本企業の「発展」に大きく寄与してきたといえる。

しかし、情報化、国際化、技術進歩が急速に進む中で、企業環境は目まぐるしく変化している。企業がその変化に柔軟、迅速の対応(リストラ)する体制をつくろうとするならば、長期雇用の人材だけでは十分でなくなり、中途採用による人材の確保の必要が生じている。また逆に、長期雇用の人材を既存の組織に抱え込んでいくことが不可能となり、転出・転職を強いる状況も生まれている。こうしたなかで、今まで終身雇用を基本に企業の側が決めていた個人のキャリアを個人が転職をも含めてみずから決めていこうとする動きも出てきている。

そのほかにも、フレックス・タイム制やフリー・タイム制の拡大、週休2日制の普及や種々の休暇制度の設定など新しい動向が見られるようになってきた。また、女性や高齢者、障害者の働く意欲が高まっており、外国人労働者の数も増大している。今後、労働人口も減少していくなかで、日本の企業社会はこうした人々を当然受け入れていかなければならぬ。

多様な働き方、働く意識、働き手が登場しつつあり、旧来の雇用慣行のもとでの一般的、画一的な労働生活が大きく変容しようとしているのである。企業も個人もこの変化を受けとめ、みずからも変化していくことをうながされよう。日本の企业文化の変容があるか、この面からさらに考察を進めていきたい。

小 松 陽 一

「企业文化」(CORPORATE CULTURE)、あるいは、より一般的に、「組織文化」(ORGANIZATIONAL CULTURE)とは、「組織の構成員によって共有された価値・規範・信念の集合体」を意味するが、その機能は、①組織構成員の意思決定や行動に対する影響因の一つとして、組織構造、管理システム、経営戦略を補完すること、②組織構成員の心理的エ

ネルギーを昂揚させること、③自然発的に変化し、組織に柔軟性を与えること、の3つがあるといわれる(神戸大学経営学研究室編『経営学大辞典』中央経済社、1988年)。

このような意味と機能を持つ企业文化が、現実の企業の中に、常に存在し、進化し続けることに疑いはないが、それが企業経営にもつ重大性は、たぶん、国や時代によって異なるであろう、というのが本研究における基本仮説である。

通常、企業経営において、組織構造、管理システム、経営戦略が言及され、リデザインされ、リストラクチャリングされること、かなり頻繁に生じる事象である。これに対して、企业文化が言及され、経営理念として明示化されたり、「意識改革」というかけ声の下に、その変革の試みが行われることは、はるかに稀な出来事である。まして、経済全体のレベルで、各企業が一斉にこの課題に取り組むことは、さらに稀な事象である。

現在は、その稀な時期に当たると思われる。それは、端的に言えば、いわゆる「盛田論文」をも含めて、「日本の経営」の見直し論として幅広く展開されている。今後の研究は、あくまでも、上述のような企业文化についての経営学的な概念化を前提にして、今後の日本の企業における企业文化の変容の方向と可能性を探って行きたい。

「広告のジレンマ」

斧 谷 弼守一

1992年の広告費が、実に27年ぶりにダウンしたという。このところ、あらゆる場面で「バブルがはじけたので」という言い方を聞かされるのだが、広告費もダウンしたという話は、世の人に「バブルがはじけたのだから、当然でしょうね」という受け止め方をされるだろう。経費節減は先ず広告費、交際費あたりから、というのが世の通念であるのだから。他方では、企業活動が停滞する不況期こそ、積極的に広告投資をしてシェアを拡大するチャンスである、という見方もあるにはあるのだが。しかし、その場合にも、優れた商品の開発が先ずなされねばならないのであり、広告宣伝はその後で二次的に付け加わってくことだ、と反論されてしまう。

広告に対して絶えず陰に陽に言われるのが、商品を売るために広告があるのだ、という一点である。当然ながら、不況期にはこの圧力が強まってくる。広告はクリエイティブの連中の趣味の場ではないん

だ、広告を芸術と勘違いするな、というわけである。この問題は、実は、好・不況にかかわらずそもそも広告というものにつきまとう根本問題なのである。一般に、商品を買ってほしいからといって、「～を買ってください」と選挙カーのように連呼するだけでは、消費者は見向きもしてくれない。そこで、クリエーティブの人々は、何とかこちらを振り向いてもらうための様々な工夫を凝らすことになる。そのような工夫が、イメージ広告であったり、面白広告であったり、人気タレントを使うことであったり、映像表現に凝ることであったりするのである。

ところが、そのような工夫を凝らすと、一体何の広告なのかがはっきりと分からなくなってしまうケースが増えてくる。イメージCMの場合など、どの商品にでも使えそうなイメージだ、と思った経験が誰にもあるだろう。誰もがそう思っている中で、伸畠貴志の「ベンザエースを買ってください」というコピー（1985）が意表を突いた形で広告の原点に帰ってみせたということで、その年の賞をもらうという逆説的な現象も起きたのだった。

何れにしろ、商品訴求とイメージ訴求との間のジレンマこそ、広告の永遠のテーマである。今回の不況を契機にクリエーティブの人たちに顕著になってきたと思えるのが、奇抜な一発で目立とうとするのではなく、素朴で心暖まるイメージを創り出さねば、という志向性である。つまり、長持ちのするイメージが自然に商品をじわじわと持続的に浸透させる、という形である。例えば、サントリー・モルツの「うまいんだなっ、これが！」であり、キリン一番搾りの緒形拳であり、トヨタ自動車のコロナ氏である。広告界もそれなりの反省期に入っていると言えるだろう。

しかし、日本の広告は相変わらずイメージの底が浅く、綺麗事に終わっている、という感は否めない。例えば、ペネトンのような大胆で社会的奥行きを感じさせるイメージは、日本ではまだまだタブー視されているようだ。新しいライフスタイルの模索はいまだ緒についたばかりであると言わざるを得ないのだが、同様のことが、広告についても言えるだろう。

安西 敏三

福沢における「実業」のすゝめ

世界広しといえども、現代日本ぐらいビジネスマンの社会的地位が高い国は、アメリカを除いて無いのではないか。貴族制が多少なりとも残っている国

では、たとえ大企業の社長といえども上流階級にはなれない運命といわれる。ビジネスについての学問もアメリカを除けばその権威は低い。日本の企業がステイタスをもっているのは、企業の目的が建前として利潤追及にないからであろう。「産業を通じて國に奉仕する」（松下電器）という類いが、日本の企業の社則であり、利潤をあげて従業員や株主に分配するという西洋型の企業経営を社則にしている企業はない。即ち企業は公的なものに意味づけをしているため、そのステイタスも高いのであろう。こうした理念（？）をもつて至ったのは、殖産興業政策を国是にした維新政府によるとも考えられるが、これは官僚指導であるからしてビジネスマンそのものの社会的地位の向上とはいえない。それが明治末期になるとそうではなくなる。それまでは目先の利益に走る町人風情というイメージが企業活動にはあり、到底士君子のなすところではなかった。しかし企業活動の重要性を指摘して「実業」という言葉を用い、それを素町人のするものから学士のするものに転換させようとしたのが福沢である。そしてその考え方定着しはじめたのが明治末期なのであり、正当化されたのが戦後であろう。ステイタスが上がったからといって、今日素町人的経営が無くなつた訳ではない。福沢の「実業家」の理想型にいわく、「思想の深遠なるは哲学者の如く心術の高尚正直なるは元禄武士の如くにして之に加ふるに小俗吏の才能を以てし之に加ふるに土百姓の身体を以てして始めて実業社会の大たる可し」。昨今の実業家イメージと比較されたい。

「ジェンダーと社会」（研究No.37）

井野瀬 久美恵

本研究は、過去4年間にわたる共同研究（「女性と人生」「女性と社会」）の成果を踏まえ、近年さまざまな分野でとりあげられているジェンダー、性差に起因する諸問題を、女性の問題に限定せず、もっと広い視点から、社会や時代と関連づけて理解することを目的に発足した。この意図から、研究チームのメンバーも、法学、生物学、美学、心理学、歴史学と多岐に渡っている。

さまざまな解釈はあるだろうが、ジェンダーという言葉にかんしてある程度の合意をまとめると次のようになろう。生物学的な意味合いが強い「性sex」という言葉では網羅できない、もしくは語弊を招くような男女両性間の複雑なかかわりを対象とする、

社会的、文化的な概念であること。そして、社会の全活動領域が関与する問題を含み、国家や民族、階級など人びとを分け隔てる概念やタームを超越する言葉であること。それゆえにジェンダーという言葉の射程はきわめて広い。

それぞれの研究関心からこのチームに参加した我々6名は、初年度ということもあって、研究会に多くの学生や社会人の参加を得ながら活発な議論を交わし、各メンバーがジェンダーをどう捉えているかの意見交換を中心に、今ジェンダーを取り上げる意味を考えてきた。以下、次年度への展望を含めながら、多少ラフに報告内容を紹介しておきたい。

☆第1回 4月15日 各メンバーが各自の専門研究のなかでジェンダーをどう捉えているか、研究会としてどう捉えたいと思うかなどの意見交換をおこなった。

☆第2回 6月1日 井野瀬久美恵

「女たちの大英帝国」

本報告は、従来フェミニズム的観点からおこなわれてきた女性史研究の問題点を指摘しながら、世紀転換期のイギリスを対象に、歴史学とジェンダーとのかかわりを問い合わせたものといえよう。

大英帝国と女性とのかかわりについて、近年の歴史学には2つの新しい研究動向が認められる。ひとつは「女性が帝国を破壊した」という神話。もうひとつは「帝国が本国で抑圧してきた性の解放の場となり、帝国経営を円滑化した」という見方である。本報告は、こうした見解の問題を指摘し、さらに世紀転換期に全盛期を迎えた女性移民の例をあげつつ、女性の存在、いやむしろ「男性の悲哀」をクローズアップした枠組として帝国を捉え直し、歴史とジェンダーとの新しい接点を示した。

☆第3回 10月2日 道之前 直

「オス・メスはどのようにして決められるか」

本報告は、近年一大国際プロジェクトとして研究が進められ、各方面から高い関心が寄せられているDNA研究の成果を取り入れながら、雌雄決定機構の解明という生物学的問題をジェンダーなる文化概念と結びつけようとする意欲的な報告である。

性別決定には2つの段階、受精後の決定と成長期の分化がある。本報告では前者、決定を取り上げ、そのしくみを豊富な図版とスライドで

解説を加えた。(学者を文系、理系で分けることは是非は別として) 報告者以外のメンバーが全員文科系であったせいだろうか。参加したメンバーも学生や一般の方々も、Y染色体があればオス、なければメスくらいの知識はあっても、Y染色体の情報がどうやって脳に伝わるのか、そもそもY染色体はどうやって発見されたのか、などといった基本的な、実は当たり前のことにはほとんど無知であった。本報告は、こうした点をわかりやすく解きほぐし、ジェンダーの根本に立ち返らせてくれた。次年度、もうひとつの雌雄決定機構、分化のしくみを、文化的、社会的概念としてのジェンダーとどう関連させるか、余韻を残す報告であった。

☆第4回 11月26日 ヒコ・田中氏(「現代と芸術」プロジェクトとの合同ゲスト講演)

「児童文学とジェンダー」

ヒコ・田中氏は、映画化されて話題の『お引っ越し』や『カレンダー』などの作品で児童文学の世界に新風を吹き込み、意欲的な創作活動を展開するかたわら、大学で教鞭をとる児童文学者である。本講演には多くの学生たちが参加し、児童文学における少年と少女の扱い方の違いをさまざまな角度から指摘し、独特の斬り口で児童文学のなかのジェンダーを語るヒコ氏の話に聞き入った。ヒコ氏は、われわれが子ども時代に慣れ親しんだ多くの作品、特に児童文学の定石ともいえるみなし子物語、動物物語の分析を通じて、少女には少女らしさを、少年には少年らしさを教える児童文学のなかに、はっきりジェンダーに起因する問題があることを指摘した。後半、軽食をとりながらのざっくばらんな会話のなかで、「そういう見方もあるのか」と気づかされる鋭い指摘に、一同脱帽。

☆第5回 3月3日 丸田 隆

「ジェンダーとハリウッド：アメリカ映画と女性」

英米法の専門家である報告者は、本報告を「趣味の研究」と語った。ところがどうして、ハリウッド映画に描かれた女性像の変遷のなかに、法律上の変化にともなう女性と社会の変化、ひいてはアメリカ社会の変化を読み取ろうとする本報告は、完全に趣味の域を越えていた。考えてみれば、ハリウッドがスクリーンを支配し、「世界のハリウッド」となっていく歴史は、アメリカが「世界のア

メリカ」になっていくプロセスとぴったり重なる。なるほど！ 報告者は、凋落するヨーロッパ諸国の映画事情にも詳しく、作り手や演じ手の違いからアメリカとヨーロッパの文化的相違に、さらにはジェンダーが絡む諸問題にと報告内容は多岐に渡った。

趣味が高じての研究とは、かくも自由で、豊かな発想をともなうものだろうか。学者 scholar とはギリシャ語の「余暇 schole」に由来する。思索のための時間的なゆとりは学問に不可欠だ。本報告に、現代における学問のあり方そのものを問われるような気がしたのは私だけではあるまい。

以上、ごく簡単に、しかもかなりの私見を交えて本年度をふり返ってみた。一言でいうならば、共同研究にふさわしい、互いに互いの研究を刺激しあうような報告であったと自負している。これらをふまえて、来年度はさらに意見交換を重ね、ジェンダー研究の現在と未来を探ってみたいと考えている。3月29日にはカナダ・ロイヤル・アカデミー会員のメアリー・ティベット氏を、4月にはイギリス、サセックス大学からの研究者を迎えて、ジェンダー研究の国際交流をも図る予定である。ジェンダーに国家・民族の壁はないのだから……。

「戦後日本の金融政策と国際化」(研究No.38)

山本 栄治

本研究会は、平成4年度に始まったので、初年度の研究活動を報告します。しかし、このメンバーですでに2年前から同じテーマの研究会を私的に続けており、平成4年3月末までに復興期の日本の金融政策と国際化に関して以下のような研究成果をあげていた。一ノ瀬篤、「昭和20年代の日銀政策(I)(II)」、『岡山大学経済学会雑誌』、第23巻第1・2合併号(1991年9月)、同「『金融政策の復活

(1953年)について』、『岡山大学経済学会雑誌』、第23巻第3号(1991年12月)、同「1955年の『金融正常化』と1957年の公定歩合引き上げ」、『岡山大学経済学会雑誌』、第23巻4号(1992年2月)。山本栄治、「為替・金融規制システムの確立：1945～1952」、『甲南経済学論集』、第32巻第3号(1991年12月)。こうした研究成果を踏まえて、本研究会は高度成長期をIMF14条国時代とIMF8条国時代に区分し、それぞれの時代の金融政策と国際化の関連を研究した。

第1回研究会(1992年4月11日、於甲南大学)、

報告者：中島将隆「人為的低金利政策の起源」、山本栄治「IMF14条国時代の短期資本移動規制」。中島報告は、戦後日本の金融政策を特徴づけた人為的低金利政策の定義、すなわち実効貸出金利あるいは平均貸出金利のどちらを意味するのか、そしてその起源は何時かを議論した。山本報告は、IMF14条国時代を大蔵省の為替管理政策を分析することにより、為替正常化を目的とした時期と8条国への移行準備のための為替自由化を目的とした時代に区分して短期資本移動規制と金融政策の関連の相違を明らかにしようとした。

第2回研究会(1992年5月31日、於岡山大学)、報告者：田中生夫「戦後日本経済の研究—標準的文献は何か—」、一ノ瀬篤「IMF14条国時代の日銀金融政策」。田中報告は、戦後日本経済の研究に関する最近の論文2本、石井寛治「日本における数量経済史の研究動向」(『土地制度史学』、1992年1月)と香西泰「高度成長期の経済政策」(『日本経済史8—高度成長—』、1989年)、をとりあげてそこでの金融政策の役割、位置づけを考察した。一ノ瀬報告は、IMF14条国時代の内外資本移動規制と人為的低金利政策の関連を考察した。

第3回研究会(1992年7月18日、於甲南大学)、報告者：田中生夫「人為的低金利政策と内外資本移動規制」、山本栄治「IMF14条国時代の外資導入政策」。田中報告は、当該期の日銀が金融引締め時に公定歩合引上に消極的であった、あるいはそのタイミングを先送りする傾向があった金融政策の運営のパターンを分析し、その原因を国際収支と内外資本移動規制にあったとの仮説を考察した。山本報告は、高度成長と国際収支の天井との関連を分析し、為替正常化時代の消極的な「選択的外資導入政策」から為替自由化時代には積極的外資導入政策へと変化した背景を考察した。

第4回研究会(1992年11月29日、於岡山大学)、報告者：一ノ瀬篤「IMF8条国移行後の日銀金融政策」、山本栄治「IMF8条国時代の内外短期資本移動規制」。一ノ瀬報告は、これまで14条国時代の国際収支赤字下での金融引締め政策から8条国時代には国際収支黒字下であっても物価抑制のため金融引締め政策が実施された経緯を分析し、その相違を考察した。山本報告は、8条国時代には国際収支が黒字基調が定着したことにより、短資移動規制の目的が14条国時代の外貨準備増強策から外貨準備抑制策へと変化したことを、1966年と1969年の円シ

フト問題の分析を通じて考察した。

第5回研究会（1993年1月9日、於甲南大学）、報告者：田中生夫「IMF 8条国時代の金融政策」、一ノ瀬篤「IMF 8条国移行後の日銀金融政策（再論）」、山本栄治「IMF 8条国時代の内外長期資本移動規制」。田中報告は、人為的低金利政策が8条国時代の国際収支構造の変化と国債発行といった環境変化の下で、14条国時代にそれを支えた旧システムが消滅し、新システムを形成して継続されていった経緯を分析した。山本報告は、14条国時代の経常収支赤字・資本収支黒字型から8条国時代には経常収支黒字・資本赤字型へと変化した国際収支構造を分析し、資本自由化政策を考察した。

本年度の研究成果は、IMF 14条国時代の金融政策と内外資本移動規制の関連を人為的低金利政策の旧システムとしてとらえ、その特徴を分析したことである。そして現在その成果を各自がまとめる作業に入っている。来年度の研究課題は、IMF 8条国時代の金融政策と内外資本移動規制の関連を人為的低金利政策の新システムとしてとらえ、14条国時代との比較においてその特徴を分析することである。

「環境人間学の研究」（研究No.39）

研究会幹事 谷口文章

1992年4月に発足した「環境人間学研究会」では、24人の研究員とともに、環境と人間をめぐる議論が、現在、活発に進められている。その様子を順を追って紹介したい。

第1回研究会（4月17日）には、自然の環境・社会の環境・心の環境の分野における多彩な研究者が集った。各研究員は、自己紹介をかねて、「環境観と研究方法」と題して各自の環境問題への取り組みと今後の課題について語った。この日、とくに明らかとなったことは、「問題となっているのは、人間にかかわる環境全般である」ということであり、この研究会の方向が示唆されているようであった。そして、環境問題においては、各専門分野のチームが、狭いテクニカルなものに限定されるのではなく、学際的な視点から共通語にすることが課題として挙げられた。

第2回研究会（5月14日）は、中村 運氏（本学理学部教授・分子生物学）による「生命とホメオスタシス」についての報告であった。ダーウィンを中心とする進化論、生理的レベルから社会的機能のレベルに拡張されたホメオスタシスの概念、そして氏

が長年親しんでこられた山々の生態学的関係について述べられた。各研究員からは、「環境に対する生命の果てしなき挑戦をどのように理論化するか」ということに、さまざまな意見が出された。

第3回研究会（6月12日）は、梶田 効氏（京都精華大学教授・自然科学概論）から「生命の歴史と“いのち”的原理—21世紀の生存条件を求めて」と題して話題提供がなされた。氏は、地球の“いのち”的時間と現代文明の時間の対比に始まり、21世紀に向けて「人間の幸せとは」「人間はどのような生きを選択するのか」など、環境問題を考えるうえで避けられない問いとその答えが提出された。現実を実感をもって知ることの大切さとともに、知れば知るほど絶望的になりがちな実事を、建設的な方向に提示することの重要性について考えさせられる研究会であった。

第4回研究会（7月17日）は、中丸寛信氏（本学経営学部教授・労務管理論）の「環境ビジネスにおける労務管理論について」の発表であった。企業の環境政策やその評価の問題を中心に、日本経団連の地球環境憲章の創設に寄与したアメリカのCERES（環境保護団体と機関投資家による組織）の活動や、環境政策に積極的に取り組みながら、むしろ成長している3M社、ダウ・ケミカル社の実績が紹介された。また、“企業による環境破壊と市民による環境保護”という従来の図式ではなく、ボディー・ショップ社の“商品を通しての企業による消費者啓発”を実例として、企業の利潤・個人の幸福・環境対策（社会の幸福）が相互に矛盾しない、経済活動の可能性が指摘された。

第5回研究会（8月4日）では、「アメリカ農業と環境問題」と題して、森田三郎氏（本学文学部教授・文化人類学）が奢侈な現代とは対照的な「アーミッシュ」の生活様式を中心に話された。素朴な生活・農耕・人間関係などの天蓋の下に生きる彼らの存在は、現代人に対して痛烈な反省を促すものである。氏は、秋から現地調査に向かわれ、帰国後の報告が待たれる。

第6回研究会（9月8日）は、谷本泰三氏（桃山学院大学教授・アメリカ文学）による「アメリカ文学にみる自然環境」の話であった。17世紀から現代に至る代表的なアメリカ文学作品において前提とされている自然観、とくに19世紀のエマーソン、ソーラー、ホーソン、メルビルの思想が紹介された。それぞれの作品は、時代精神を、ときに反映し、とき

に批判するとともに、未来の現実を先取りする内容であった。すなわち、20世紀の急速な自然観の変貌に対する不安感や危機感、またポジティヴな未来像の欠如が示唆されているのである。

第7回研究会（10月27日）では、好廣眞一氏（龍谷大学助教授・生態学）が豊富なフィールド調査のスライドを資料として、「野生生物と環境」と題して発表された。餌付けの食物との関係が指摘されるニホンザルの四肢奇形や、屋久島を具体例とした、搾取型産業による地元の人々と野生動物の生活破壊の様子が紹介された。環境問題に取り組むに際して、国内外の“南北問題”を考えることは避けられず、生物と土地・自然の深い結び付きや内発的な固有の文化、生活様式を尊重する姿勢の必要性を実感したのであった。

第8回研究会（12月7日）は、久武哲也氏（本学文学部教授・人文地理学）による「環境のイメージ—ナバホ族の砂絵をめぐって—」であった。砂絵に表れたナバホ族のコスマロジーは、現代文明における環境問題に示唆するところが大きい。東西南北の険しい山々を軸として、その下にナバホ族は生きている。コスマスの狂いは、病、混乱を引き起す。大地は母であり、もしも地面という母の皮膚を破壊するなら、それは母を侵すこととなる。そのようなナバホ族のコスマロジーからすると、現代の環境問題は生きる意味の喪失、病気の発生、社会混乱に通じるものがある。

第9回研究会（1993年1月28日）は、高阪 薫氏（本学文学部教授・国文学）が「文学・民族にみられる環境理念と実践—研究者・学生・家庭の立場から—」について話された。国文学の美的理念は、例えば清少納言の「おかし」、紫式部の「ものあわれ」、定家の「幽玄」、鴨長明の「無常」、芭蕉の「わび」「さび」などのように、貴族・武士の世界におけるものが主流である。コメを食する立場である特権階級と、コメを作る立場である多数派の農民の文化的断絶は大きく、農民の自然観が文学の主題として取り上げられることは、説話や口承などを除いて、近代に至るまでなかった。物質的豊かさを享受しても環境問題という課題を担っている現代人にとって、白樺派の有島武郎、武者小路実篤らの「共生農園」「新しき村」の試みをともなった思想は、一つのヒントになるのではないだろうか。

第10回研究会（2月26日）は、今井佐金吾氏（神戸市環境保健研究所）が「都市環境をめぐる法改正

について」と題して、水質・大気・土壤汚染に関する法改正の最近の動向と、地方自治体の取り組みを中心に報告された。食品の残留農薬基準も含めて、基準値の設定だけでは十分に安全性が保証されず、監視機関の現状ともそぐわないことなどが指摘された。

以上のように、自然、社会、心を回転軸としながら、すでに研究員の立場を越えたコミュニケーションが学際的に行われつつある。

「E Cにおける会社経営と法」（研究No.40）

山 口 賢

1993年1月1日欧洲共同体の市場統合が完成した。もっとも、積み残された問題も少なからずあるが、1957年のローマ条約締結から数えて30年以上にわたる関係各国の努力がここに実を結び、人・物・サービス・資本の移動を自由化する基盤づくりの大枠が形成されたのである。その規模も、当初の6ヶ国から12ヶ国に増加し、さらに北欧や東欧の諸国にも拡がるかに見える。もっとも、欧洲という文化圏に属し、その価値を共有する国家群から成る共同体であるとはい、個々の加盟国はその歴史的・社会的・政治的・経済的そして法的状況を異にする。今までそうであったごとく、今後も E C 共同体の整備・発展の道は決して平坦なものではない。しかし同時に、日・米との経済競争下にある E C 諸国にとっては、この道はどうしても歩み続けなければならない道でもある。おそらく、ゆっくりと前進を続けて行くことになるであろう。

われわれの研究チームは、先行する「E Cにおける国家と公法」チームと連携しつつ、研究の焦点をこの大規模な統合市場における会社経営の在り方を規制する法制度とそれに関する法的諸問題の検討と定め、本年度の活動は主として所要の関係資料・法令・文献の収集・整理に当てている。また上記先行チームと共同で開催する甲南E C フォーラムにおいて、情報・知識の交換を行った。初年度でもあり、先行チームの報告聴取や在日欧洲経済人との意見交換が主であったが、本研究チームのメンバーでは、山本栄治教授が、平成4年11月12日開催の E C フォーラムで、その研究成果を報告されたのは、特筆に値する。これに続き、次年度には、本チームのメンバーによる研究成果の報告が相次ぐことが期待できる。本チーム構成員個々の本年度における研究活動については、以下のとおりである。

ECにおける企業結合規制

(山 口 賢)

企業結合に関するECの法規制としては、加盟各國の会社法の調整を目的とする指令 (directive, Richtlinie) のうち、会社合併に関する第3指令、会社分割に関する第6指令、国際合併に関する第10指令、連結計算書類の作成および監査に関する第7指令および第8指令、企業結合関係にある会社ことにその従属会社の少数株主および会社債権者の保護に関する第9指令（会社の機関の責任に関しては第5指令も）などがあり、また加盟各國の会社法にもとづかないヨーロッパ株式会社の創設を目的とする「ヨーロッパ株式会社法（案）」がある。企業結合に関する各国法制の理解の食違いから、現在までにEC理事会により採択されたものは、第3、第6、第7、第8の4つの指令にとどまり、もっとも主要な第9指令を含め、その余の指令や、4次まで草案の改正を重ねたヨーロッパ株式会社法（案）も未だ採択に至ってはいない。これらについての内容、問題点および今後の動向を研究・解明するため、本年度はその資料の収集・検討に費やしたが、来年度もこれに引き続き、研究を深めたいと考えている。

ECにおける保険市場の統合

(加 藤 徹)

ECにおける市場統合は、保険市場もその対象から外れてはいない。

統合の第一段階である1970年代には、1973年7月の損害保険第一指令と、1979年3月に生命保険第一指令が採択され、第二段階として、1988年6月、損害保険第二指令が、1990年11月に生命保険第二指令が採択された。

1990年代は、この分野に関する第三段階とされているが、損害保険に関する第三指令が、昨年6月に採択され、一方、生命保険第三指令案は、現在なお検討中である。

本研究は、保険市場統合の進展を考察するとともに、現在の進捗状態とその問題点について、検討を加えている。

EC合併規制規則について

(笹 井 昭 夫)

ECの合併規制規則の(1)適用対象、(2)①EC委員会と加盟国当局との関係、②非加盟国との関係、(3)評価の基準について検討する。

(1)について、共同体規模を有するすべての結合(合併、株式保有等)に適用される。

(2)の①について、EC委員会は、本規則の対象となる結合に関しては基本的に排他的権限を有する。

(2)の②について、EC委員会は、非加盟国における結合に関し、域内事業者の取扱いを調査し、場合によっては、当該非加盟国との交渉権限を求める提案を理事会に提案する。

(3)の評価の基準については、来年度研究予定である。

(山 本 栄 治)

1992年度の研究活動は、1991年12月のマーストリヒト条約に至るまでのEC通貨統合の進展と、他方で同時に進行したドイツ・マルクの国際通貨化との関連を分析することに焦点をあてたものであった。そしてその研究成果を、1992年11月12日開催の第11回甲南ECフォーラムで「EC統合とマルク国際化」のテーマで報告した。また、同報告をもとに論文を作成し、「『ドル本位制』下のマルク国際化」として『甲南経済学論集』第33巻4号（1993年3月）に発表した。来年度の研究課題は、1992年に実施された加盟各國でのマーストリヒト条約批准をめぐる政治混亂とEC通貨統合の関連及び統一ドイツのコスト負担とマルク国際化の関連を分析する予定である。

ECにおける製造物責任

(山 口 純 夫)

ECにおける製造物責任法については、1985年7月25日EC閣僚理事会で採択された「欠陥製造物についての責任に関する加盟国の法律、規則および行政上の規定の調整のための閣僚理事会指令」（EC指令）が重要である。EC指令では、加盟国に対し、3年後の1988年7月25日までに各国内での製造物責任法の立法を義務づけていたが、1992年6月現在、EC加盟国12カ国の中、スペイン、フランスを除く10カ国において、EC指令に基づく国内法が制定されている。平成4年度は、これら各國の国内法の収集を行ったので、平成5年度は、これらの分析を多角的に行うとともに、ECに加盟していないヨーロッパのEFTA諸国への動向にも目をむけたい。

(佐 藤 やよひ)

ECはついにその市場統合を果たしたが、その完全な統合の為には各メンバー国の大半の実質法の統一が不

可欠になってくる。しかし、これについては種々の困難があり、E C域内では統一可能な、あるいは統一法が不可欠な分野ではE C統一法が妥当し、残余の分野には各メンバー国独自の実質法が妥当するということになる。するとここでは従来より存する各国実質法の衝突だけではなく、E Cの統一法とメンバー国の実質法の衝突の起こりうることが予想される。そこでE Cではこの問題を如何に解決しようとしているのか、E C域内での国際私法統一の動きともあわせて、その適用関係の探究をするのが研究テーマである。

E Cにおける証券取引規制

(山田純子)

E Cにおいては、域内市場における企業の自由な組織活動および取引活動を可能にするために、加盟国会社法の調整作業が進められている。このような作業は、証券取引法の分野においても行われている。例えば、1988年12月12日には、株式の大量取得または処分に関する情報の開示に係るディレクティブが採択され、また、1989年2月16日には、公開買付に関する第13ディレクティブ案がE C委員会により提案された。このようなE Cの動きは、わが国の平成2年証券取引法改正にも多大の影響を与えたが、今後のわが国の法制を検討する上でも参考になるものと思われる。近時のE Cの動向およびそのフランスへの影響を検討することが本研究の目的である。

平成5年度研究課題およびチーム

研究課題 (No.41) 「日本的なもの」の脱構築

◎研究内容の概要

国際化がさけばれて久しいが、眞の国際化とは表面的な交流や外国文化の紹介にとどまることなく、むしろ自國文化の中でこれまで自明とされてきたものを、徹底的に批判・再検討することなしには達成できないと思われる。だが、日本文化や日本的精神に関して、そうした徹底した相対化がなされてきたとは言いかたい。本研究ではそうした自國文化の「自國性」を、文学、女性論、言語論、哲学、芸術学の立場から洗い直し、それを世界というより大きな文脈の中に位置づけることを試みるものである。

◎研究の特色

研究課題にある「脱構築」とは、哲学や文学理論を通じて一般化したことばであるが、単なる解体や破壊を意味するわけではなく、文化を新しい文脈の中におくことによって再活性化することを意味している。各分野において専門的知識をもつとともに、他領域に対する関心と理解をもつ研究者たちによって構成される本研究チームは、そうした文化の脱コンテクスト化、再コンテクスト化を、対話を通じて試みる点に特色がある。

◎総合研究として研究することの必要性

きわめて広い領域に及ぶ内容であるため、各領域の有能な研究者が集まる必要があり、また外部からも講師を招いて学習・交流する必要もある。新しい文献や資料に目をくばることも不可欠であり、単なる研究会としてではなく総合研究として組織的に活動できることが重要となる。

◎研究チームと研究の分担 (○は研究幹事)

- | | |
|-----------|--------------|
| 寺島 樹一 (文) | 「国文学」の解体 |
| 木股 知史 (文) | 漱石と日本 |
| 上村くに子 (文) | 「日本女性」再考 |
| 斧谷弥守一 (文) | 日本語という装置 |
| 森 茂起 (文) | 日本的心性の深層 |
| 港道 隆 (文) | 日本思想の再検討 |
| 河合 俊雄 (文) | 日本人と他者 |
| ○吉岡 洋 (文) | 日本的美意識のメカニズム |

研究課題 (No.42) 近代イギリスの都市文化の研究

◎研究内容の概要

近代イギリスの都市文化を対象として学術的な研究を試みる。

研究メンバーのうち、松村、村岡、渡邊、井野瀬、中島は、18、19世紀のロンドンを研究テーマに選び、文学、歴史的コンテクストから近代イギリスを理解しようとする。高橋、田中、篠原は、社会思想、経済思想史の立場から、また安西は日本との比較から、高野は宗教的な側面からイギリス近代の諸相を照射し、その関連性を浮き上がらせる。

◎研究の特色

① 本研究チームは、昭和61年に開始した「ヴィクトリア朝の文化」研究以来、継続しているイギリス研究チームである。

② 海外の研究機関と連携をとり、相互交流する。

◎総合研究として研究することの必要性

近代イギリスの文化は多様な形態を呈しているため、学際的な総合研究なしには全体像を把握することは不可能である。そこで各自の専門分野を統合し、共通理解を促す必要がある。

◎研究チームと研究の分担 (○は研究幹事)

○松村 昌家 (文) 都市ロンドンのイメージ変遷

村岡 健次 (文) ヴィクトリア朝のロンドン

渡邊 孔二 (文) 18世紀のロンドン (サブカルチャーの研究)

中島 俊郎 (文) 近代イギリスのサロンとクラブ

井野瀬久美恵 (文) イギリス女性・子供・移民の帝国都市空間

高橋 哲雄 (経) 田園都市の先駆者たち

田中 秀夫 (京都大学) 共和主義と商業

篠原 久 (関西学院大学) 18世紀スコットランド文芸諸団体

安西 敏三 (法) 近代イギリスの大衆社会論と日本

高野 清弘 (法) フッカーとピュリタニズム

研究課題 (No.43) 生命と倫理

◎研究内容の概要

科学の発達とともに、生命現象の操作にともなう倫理上のさまざまな問題が生じている。この研究チームでは、前期の生命の概念の共同研究をふまえて、生命倫理の問題に関する総合的な考察を試みたいと考える。具体的には、以下のような問題について、検討してみたい。

- (1) 人の生命の終期に関する問題として、①安楽死、②脳死、③臓器移植、④ターミナル・ケア、⑤人工生命維持装置の取り外し・尊厳死等。
- (2) 人の生命の始期に関する問題として、①人工受精・試験管ベビー、②代理母、③無脳児等、④墮胎と人工妊娠中絶、⑤男女産み分け、⑥胚子・胎児保護のあり方等。
- (3) 人の治療に関するその他の問題として、①遺伝子治療、②薬品の人体実験、実験的医療、③人工臓器の開発等。
- (4) 遺伝子工学の応用に関して、D N A鑑定による個人の識別とプライバシーの問題。
- (5) より広い生命倫理の問題としては、①遺伝子組換え・操作、②動物実験の倫理上の問題、③動物からの臓器移植等。

◎研究の特色

- (1) 平成2年～3年の「生命の概念」での共同研究での成果をふまえて、対象を生命倫理の問題に限定する。
- (2) 医学の分野から中川米造氏（阪大医学部名誉教授）が参加する。

- (3) 生命倫理に関して、現状と問題点を明らかにし、生命倫理のありかたを探求する。
- (4) このような課題に取り組むため、文献資料の収集・分析をするとともに、関連の諸学会や諸機関の動向を知るため、学会への参加・傍聴したり、各分野から講師を招いて、公開講演会を開催するなどしたい。

●総合研究として研究することの必要性

上に述べたところからも明らかなように、生命倫理の問題は、専門分野をこえた提携がなくては、正確な情報を得ることはできず、研究自体が成り立たないといってよい。

●研究チームと研究の分担（○は研究幹事）

○齊藤 豊治（法）	法と生命倫理
中村 運（理）	遺伝子と生命倫理
谷口 文章（文）	哲学と生命倫理
中川 米造（学外）	医学と生命倫理

研究課題（No.44） パソコンネットによる遠隔教育システムの実用化に対する

調査・研究

●研究内容の概要

近年の情報通信技術の進歩にともない、大学レベルの教育を遠隔地にいる受講者に対して、パソコン通信で効果的に行なうことが可能になりつつある。そこで、本研究ではどのような科目を、どのような教材を用いて、どのような技術的手段で行なうのがもっとも効果的であるかについての調査・研究を行う。

●研究の特色

遠隔地にいる受講者を対象とした教育の代表が「通信」教育と呼ばれるものであるが、我々はこの「通信」の部分にパソコン通信で用いられている電子メール、電子掲示板と呼ばれている技術を導入することを考えており本研究の成果は、将来、本学が通信による遠隔教育を行う際、大いに役立つと考えられる。

●総合研究として研究することの必要性

電子メール、電子掲示板の利用による教育する側、される側の計算機環境、通信機器（モデム）、公衆電話回線、教材開発・研究等広い範囲の専門的知識が要求されるため、どうしてもティームによる共同作業が必要となる。

●研究チームと研究の分担（○は研究幹事）

○村上 溫夫（理）	総括
井野瀬久美恵（文）	外国語教育に対する本システムの適合性の調査と検討
山徳与至夫（理）	情報処理教育についての教材開発
平尾 周平（理）	〃
松井 明太（理）	〃
田所 要雄（理）	数学教育についての教材開発
松本 茂樹（理）	〃
服部 雄一（理）	商用パソコンネットの調査研究
杉浦 茂樹（理）	〃
的場 進（理）	機器の性能評価に関する研究
松浦 敏雄（阪大）	〃
吉岡 信夫（大工大）	〃
下条 真司（阪大）	通信回線に関する調査研究
岳 五一（理）	〃
平松 閑（文）	通信教育のモデル化